公益財団法人大田区産業振興協会　競争入札者心得書

（遵守事項）

第１条　公益財団法人大田区産業振興協会（以下「協会」という。）の契約に係る競争入札（以下「入札」という。）を行う場合において、入札者は、協会契約事務規程及びこの心得書を遵守しなければならない。

（欠格事項）

第２条　次の各号の一に該当する者は、入札者、契約者又はその代理人となることができない。

（１）成年被後見人・被補佐人・被補助人

（２）破産者で復権を得ない者

（３）禁こ以上の刑に処され、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（４）禁こ以上の刑に該当する犯罪により公判にふせられた判決確定に至るまでの者

（５）前各号の一に該当する者を代表者とする者また契約の締結もしくは履行に関し代理人として使用する者

（６）公益財団法人大田区産業振興協会契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく排除期間中の者

（入札参加禁止）

第３条　本協会において次の各号の一に該当すると認めたものは事実があった後、二年間入札、又はその代理人となることができない。

（１）契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

（２）入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

（３）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

（４）契約の適正な履行を確保するため又はその完了の確認のための監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

（５）正当な理由がなくてその契約を締結しない又は履行しなかつたとき。

（６）前各号の一の規定により入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

（参加資格）

第４条　入札に参加できる者として、あらかじめ必要な資格として、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況等の要件を定めた案件について、協会は、事前に参加申込のあった者にその内容を聴取し、参加資格を有

しないと判断する者を入札に参加させないことができるものとする。
２　協会は、事前の参加申込を要件に公告した場合は、事前に参加申込のない者を当該入札に参加させないことができる。

（入札の方法）
第５条　入札者は、案件に示された仕様書、図面、内訳書及びその他添付書類等を熟覧の上、別記入札書式により総価（税抜金額）をもって記入し、所定の日時までに提出して入札しなければならない。
２　郵送等をもって入札書を提出する場合は、事前に入札会場への出席の有無を協会（契約事務担当者）に連絡しなければならない。なお、入札会場への出席がない場合は、同日に再度の入札が行われる場合は参加できない。
３　代理人をもって入札をしようとする者は、開札前に委任状を提出しなければならない。
４　１度の入札における入札書は、１人１通とし、入札者は他の入札者の代理人となることができない。
５　一旦提出した入札書は、いかなる理由があっても引換、変更または取消しをすることができない。

（入札の中止等）
第６条　協会は、入札参加者に談合その他不穏な動きがあり、又はその疑いがある場合において、入札が公平に行うことができない恐れがあるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期、若しくは中止することができる。

（入札の無効）
第７条　入札者のなした入札が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札は無効とする。
（１）入札に参加する資格がない者のした入札
（２）入札書が、所定の日時までに、所定の場所に到着しないもの
（３）入札書の記載事項が不明なもの若しくは入札金額を訂正したもの又は入札書に記名押印のないもの
（４）同一事項の入札について２以上の入札書を提出したもの
（５）他人の代理を兼ね又は２人以上の代理をしたもの
（６）前各号のほか、入札条件に違反したもの

（落札者の決定）
第８条　協会は、落札者を予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて決定する。ただし、最低の価格を提示した入札者の価格によっては適正な履行がされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で入札をした他

の者のうち、最低の価格をもつて入札をした者を落札者とすることができる。
２　予定した時刻に行った開札において、落札者がない場合又は落札者が契約を締結しない場合は、同日に３度まで同じ入札者により再度の入札を行うことができる。
３　協会は、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、入札にあたりあらかじめ最低制限価格を設けて行うことができる。なお、最低制限価格を設けた案件で開札した場合において、最低制限価格より低い価格で入札した者については、再度の入札に参加できないものとする。
４　落札となるべき同価の入札をなした者が二名以上あるときは直ちに、くじをもって落札者を決定する。入札者がこれをなさず、又は入札者が出席しない時は入札に関係しない職員に、これをなさしめる。

（契約に関する事項）
第９条　落札者は、遅滞なく契約に必要な書類を提出しなければならない。
２　落札者は、自己の積算による品種、数量等に錯誤があった場合であっても、これを理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。
３　協会は、契約書の内訳書に記載した金額、単価等が入札時と錯誤し不相当と認めた時は、落札金額の範囲でこれを訂正させることができる。この場合において落札者は、これを拒むことができない。

（その他）
第 10 条　この心得書各条に明記のない事項については、すべて協会の指示によるものとする。

【備考】　単価による入札の場合は、第５条第１項の文書を適宜修正すること
　　入札案件独自の入札書様式を使用する場合は、公告記事に従い作成すること

◆入札書の記入方法

入　札　書

件 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

金 額

億	千	百	十	万	千	百	十	円

上記金額をもって請負うため公益財団法人大田区産業振興協会契約事務規程、競争入札者心得書及び契約約款等を承諾のうえ入札します。

公益財団法人大田区産業振興協会理事長 様

平成　　年　　月　　日

住　所

氏　名　　印

（代理人が入札する場合）

代理人　住　所

氏　名　　印

1 件名を標記に記入すること。

2 金額は、消費税を除いた総額を右詰で記入し、金額頭書には「￥」記号を併記すること。

【記入例】

億	千	百	十	万	千	百	十	円
	￥	1	2	3	4	5	6	7

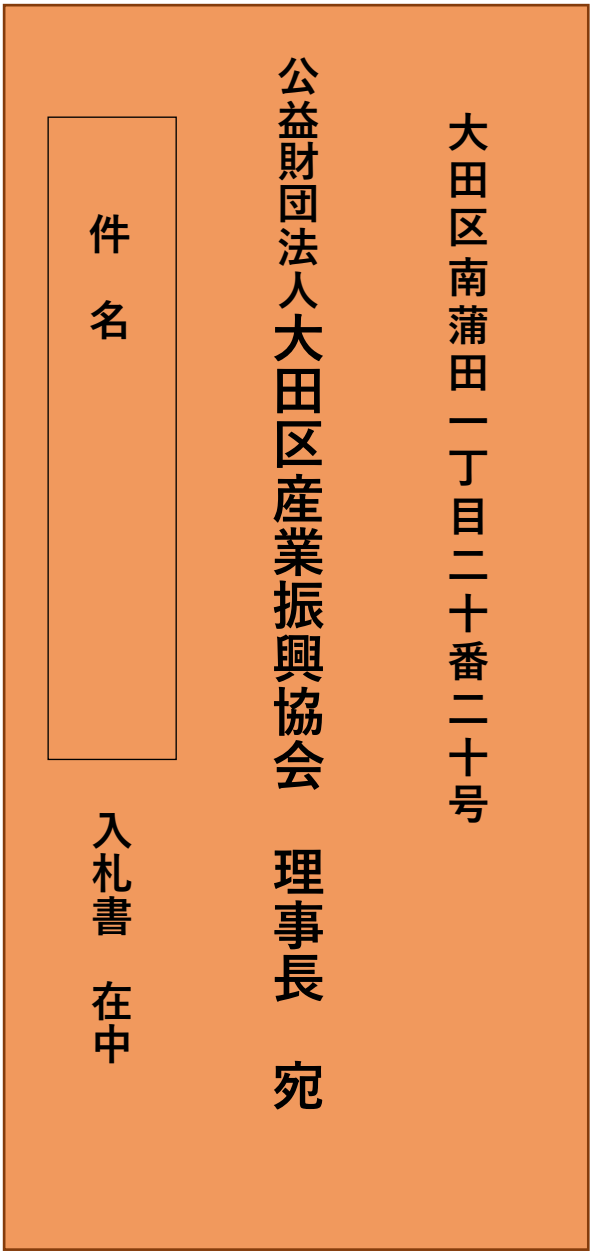
3 代理人をもって入札する場合は、入札本人及び代理人の住所氏名を明記すること。

4 本書（ホームページからダウンロードしたテキストデータ）の文言を適宜、加入、抹消のうえ使用すること。

5 記載事項が不明なもの、若しくは金額を訂正したもの、又は記名押印のないものは無効とする。

◆封筒の記入方法

(表)



(裏)

